

土地調書添付図等作成要領

番号	区 分	作 成 要 領
1	土地調書添付図	<p>(1) 土地調書添付図は、共通仕様書第59条及び第60条第1項に規定の面積計算表及び用地実測平面図に基づき1筆ごとに正本1部及び写し2部を作成すること。</p> <p>(2) 土地調書添付図は、不動産登記規則に規定の様式に準じて、JIS規格B列4判の強靱な用紙を用いて作成すること。</p> <p>(3) 土地調書添付図は、別に監督職員の指示による場合を除き土地実測平面図と同一の縮尺により作成すること。</p> <p>(4) 土地調書添付図には、方位、地番、隣地の地番並びに地積及び求積の方法を記載すること。</p> <p>(5) 残地についての求積も行うこと。</p> <p>(6) 土地調書添付図には、土地の筆界に境界標があるときはこれを記載すること。 この境界標を表示するには、境界標の存する筆界点に符号を付し、適宜の箇所にその符号及び境界標種類を記載すること。</p> <p>(7) 土地調書添付図には、土地の筆界に境界標がないときはその土地の位置関係を明らかにするため適宜の境界点について、恒久的地物（幅杭を含む。）からの距離、角度その他監督職員の指示する事項を記載すること。</p> <p>(8) 土地調書添付図は、0.2ミリメートルないし0.3ミリメートル以下の細線で鮮明に作成すること。</p>
2	土地の所在を表す図面	<p>(1) 土地の所在を表す図面は、共通仕様書第48条の地図に基づき1筆ごとに正本1部及び写し2部を作成すること。</p> <p>(2) 土地の所在を表す図面は、不動産登記規則に規定の様式に準じて、JIS規格B列4判の強靱な用紙を用いて作成すること。</p> <p>(3) 土地の所在を表す図面には、方位、形状及び隣地の地番を記載すること。</p> <p>(4) 土地の所在を表す図面は、0.2ミリメートル以下の細線で鮮明に作成すること。</p>
3	土地実地調査書	<p>(1) 土地実地調査書は、原則として1筆ごとに正本1部及び写し1部を作成すること。ただし、同一地権者で隣接する土地の場合は複数筆をまとめて作成することもできる。</p> <p>(2) 土地実地調査書は、管轄法務局指定の様式により作成するものとし、作成方法は監督職員の指示によるものとする。</p> <p>(3) 画像情報は、全景や接近画像などにより、筆界・分筆線・基準点・引照点などが確認できるように作成すること。</p>